

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第六条第七項の規定に基づき、平成十二年郵政省告示第七百四十四号（電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年 月 日

総務大臣 鳩山 邦夫

表の右欄中「1,465MHzを超え1,468MHz」を「1,427.9MHzを超え1,462.9MHz」に、「1,513MHzを超え1,516MHz」を「1,475.9MHzを超え1,510.9MHz」に改める。

附 則

- 一 この告示は、公布の日から施行する。
- 二 この告示の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の平成十二年郵政省告示第七百四十四号の表の規定の適用については、同表の右欄中「1,462.9MHz以下」とあるのは「1,462.9MHz以下（1,429MHzを超え1,439MHz以下（北海道総合通信局、東北総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局、九州総合通信局及び沖縄総合通信事務所の管轄区域（長野県の区域を除く。）に係るものに限る。）、1,443MHzを超え1,453MHz以下（関東総合通信局、信越総合通信局、東海総合通信局及び近畿総合通信局の管轄区域（新潟県の

区域を除く。)に係るものに限る。)、「1,453MHzを超え1,462.9MHz以下を除く。）」及び「1,510.9MHz以下」の各号の「1,510.9MHz以下(1,477MHzを超え1,487MHz以下(北海道総合通信局、東北総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局、九州総合通信局及び沖縄総合通信事務所の管轄区域(長野県の区域を除く。))に係るものに限る。))、1,491MHzを超え1,501MHz以下(関東総合通信局、信越総合通信局、東海総合通信局及び近畿総合通信局の管轄区域(新潟県の区域を除く。))に係るものに限る。))及び1,501MHzを超え1,510.9MHz以下を除く。))」及び「⁹。

三 平成二十二年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間、¹⁰の告示による改正後の平成二十二年郵政省告示第七百四十四号の表の規定の適用については、同表の右欄中「1,462.9MHz以下」の各号の「1,462.9MHz以下(1,455.35MHzを超え1,462.9MHz以下(北海道総合通信局、関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域に係るものに限る。))を除く。))」及び「1,510.9MHz以下」の各号の「1,510.9MHz以下(1,503.35MHzを超え1,510.9MHz以下(北海道総合通信局、関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域に係るものに限る。))を除く。))」及び⁹。